

令和2年（ネ受）第157号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求上告受理申立事件

申立人 甲ほか67名

被申立人 国

上告受理申立理由書

2021年1月12日

最高裁判所 御中

申立人ら訴訟代理人	弁護士	李	博	盛
同	弁護士	後	藤	富
同	弁護士	安	元	隆
同	弁護士	金	敏	寛
同	弁護士	池	上	遊
同	弁護士	白		充
同	弁護士	石	井	衆
同	弁護士	清	田	美
同	弁護士	朴	憲	浩
同	弁護士	鄭	文	哲
同	弁護士	白	石	覚

目次

第1	民事訴訟法318条1項前段に基づく申立理由（判例違反）	4
1	原判決の申立人らの権利又は法的利益を否定した点が旭川学テ最高裁判決（最判昭和51年5月21日刑集30巻5号615頁）に相反すること	4
(1)	原判決における最高裁判決と相反する判示	4
(2)	旭川学テ最高裁判決から導かれる申立人ら生徒の権利	5
2	原判決の「不当な支配」に関する判断に判例違反があること	10
(1)	原判決の判示	10
(2)	旭川学テ最高裁判決が示した判断	11
(3)	「不当な支配」に関する過去の裁判例	14
(4)	過去の裁判例からすれば、朝鮮総聯と九州朝鮮高校の関係は「不当な支配」にあたらないこと	17
第2	民事訴訟法318条1項後段に基づく申立理由（法令の解釈に関する重要な事項の誤り）	20
1	無償化法違反	20
(1)	本件規程13条を理由とする権利制限が無償化法違反の趣旨に反すること	20
(2)	本件規程13条に関する解釈が誤っていること	24
(3)	「不当な支配」を受けているとの合理的疑念から本件規程13条に不適合であるとは判断できないこと	28
(4)	規則ハ号削除行為自体が無償化法の趣旨に反し許されないこと	29
(5)	就学支援金制度は法定充当等の仕組みにより、流用のおそれがないこと	31
(6)	2つの処分理由の関係性を判断しなければならなかったこと	33
2	教育基本法の解釈の誤り	35

(1)	「不当な支配」(教育基本法16条1項)に関する原判決の解釈.....	- 35 -
(2)	①の解釈の誤り	- 35 -
(3)	②の解釈の誤り	- 40 -
(4)	①②の解釈の誤りは、重要な事項を含むこと	- 42 -
(5)	まとめ	- 44 -
3	行政手続法違反	- 45 -
(1)	原判決の概要	- 45 -
(2)	行政手続法に関する原判決の解釈の誤り	- 45 -
(3)	まとめ	- 49 -
4	規則ハ号の削除行為が申立人らの権利を違法に侵害すること(国家賠償法に 関する解釈の誤り)	- 49 -
(1)	原判決	- 49 -
(2)	規則ハ号削除の適法性判断枠組み	- 50 -
(3)	規則ハ号削除が申立人らの権利を違法に侵害するものであること	- 51 -
(4)	まとめ	- 54 -

第 1 民事訴訟法 318 条 1 項前段に基づく申立理由（判例違反）

1 原判決の申立人らの権利又は法的利益を否定した点が旭川学テ最高裁判決（最判昭和 51 年 5 月 21 日刑集 30 卷 5 号 615 頁）に相反すること

(1) 原判決における最高裁判決と相反する判示

ア 原判決 61 頁は、「控訴人らは、本件省令ハ規定の削除それ自体が、控訴人らが就学支援金を受給する利益を将来にわたり閉ざすものであることなどにより、控訴人らの権利又は法的利益を侵害するものとして独自の損害がある旨を主張する」とした上で、「控訴人らは、本件省令ハ規定に基づき九州朝鮮高校が支給対象外国人学校に指定されて初めて、就学支援金の受給を得る地位を有するに至るのであって、それに至らない段階においては、九州朝鮮高校が本件省令ハ規定に基づく支給対象外国人学校として認められれば受給資格を得られるとの抽象的な期待を有するにとどまる。したがって、このような事実上の期待を有するにとどまる限り、本件省令ハ規定の削除が、控訴人らの権利又は法的利益を侵害するものとは認められず、国家賠償法 1 条 1 項の違法に当たるとは考え難い」と判断した。

イ これは、国家賠償法 1 条 1 項の違法性の基礎となる申立人ら生徒たちの権利又は法的利益について、「九州朝鮮高校が本件省令ハ規定に基づく支給対象外国人学校として認められれば受給資格を得られるとの抽象的な期待を有するにとどまる」として否定するものである。すなわち、原判決は申立人ら生徒たちが有するのは「抽象的な期待」、「事実上の期待」であり、「権利又は法的利益」

ではないとする。

しかし、この判断は申立人ら生徒たちに「権利又は法的利益」がないとする点で誤っている。

そもそも旭川学テ最高裁判決（最判昭和51年5月21日刑集30巻5号615頁）も述べる通り、申立人ら生徒たちは、大人一般に対して、自身に教育を施すことを要求する権利を有する。

そして、以下で述べるとおり、旭川学テ最高裁判決を敷衍すれば、申立人ら九州朝鮮高校に通う生徒たちは、対国との関係では朝鮮民族としての民族教育を受けるにあたっての経済的援助を求める「権利」を有する。万が一、仮にこれが「権利」ではないとしても、少なくとも「法的利益」を有する。

この点で、原判決には旭川学テ最高裁判決と明らかに相反する判断がある（民事訴訟法318条1項前段）。

(2) 旭川学テ最高裁判決から導かれる申立人ら生徒の権利

ア 旭川学テ最高裁判決の判示

旭川学テ最高裁判決は、「この規定（憲法26条）の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる。換言すれば、子どもの教育は、教育を施す者の支配的権能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとしてとらえられているのである」と判示した。

このように旭川学テ最高裁判決は、教育を受ける権利を規定した憲法26条の背後に、「特にみずから学習することのできない子ども」について「その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利」が存在することを認めた。

いうまでもなく、申立人ら九州朝鮮高校に通う生徒たちも、ここでいう「子ども」であり、このように「自身の学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利」を有する。

イ 「自身の学習要求を充足するための教育」には、朝鮮民族としての民族教育も含まれること

(ア) 朝鮮学校に通う子どもたちは、朝鮮民族としての民族教育を受けたいという学習要求を有している。だからこそ、朝鮮民族としての民族教育を受けられる朝鮮学校に通っている。朝鮮民族としての民族教育を受けたいという要求は、朝鮮学校に通う生徒たち「自身の学習要求」である。

(イ) このような民族教育を受けたいという学習要求は、以下の通り「児童の権利に関する条約」においても裏付けられた学習要求である。

① 児童の権利に関する条約29条1項(b)は、「人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること」と規定する。そして、国際連合憲章1条3項は、「経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するよ

うに助長奨励することについて、国際協力を達成すること」と規定し、人種差別等がないよう助長奨励するとしている。

このように、児童の権利に関する条約及び国際連合憲章においては、人種差別等がないよう助長奨励する態度を育成することが謳われている。朝鮮民族としての民族教育は、人種差別等がないよう助長奨励する態度を育成するために望ましい教育である。民族教育を受けたいという学習要求は、児童の権利に関する条約及び国際連合憲章において当然に尊重されるべきとされている。

- ② 児童の権利に関する条約 29 条 1 項 (c) は、「児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること」と規定する。

朝鮮民族としての民族教育を受けることは、朝鮮民族である生徒たちの父母、生徒たちの文化的同一性や出身国の国民的価値観を育成することに繋がる。申立人ら生徒たちの朝鮮民族としての民族教育を受けたいという学習要求は、児童の権利に関する条約が尊重しようとしている要求である。

- ③ 児童の権利に関する条約 29 条 1 項 (d) は、「すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者との間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。」と規定する。

朝鮮民族としての民族教育を受けることは、朝鮮民族という種族的集団として、日本社会における責任ある生活のため

め、生徒たちに準備させることに繋がる。朝鮮民族として民族教育を受けたいという学習要求は、児童の権利に関する条約において当然に尊重されるべきとされている。

- ④ 児童の権利に関する条約30条は、「種族的、宗教的若しくは言語的少数民族又は原住民である者が存在する国において、当該少数民族に属し又は原住民である児童は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」と規定する。

朝鮮学校は、まさに朝鮮民族である申立人ら生徒たちが、自身のルーツである朝鮮語を使用する機会を確保する場でもある。

このように、朝鮮民族として民族教育を受けたいという学習要求は、児童の権利に関する条約により裏付けられている。

- (ウ) 以上のとおり、「自身の学習要求を充足するための教育」には、朝鮮民族としての民族教育も含まれる。

ウ 「自己に施すことを大人一般に対して要求」することとは、国との関係では経済的援助を求めることであること

- (ア) 自身の学習要求を充足するための教育を「自己に施すことを大人一般に対して要求」という場合の、ここにいう「大人一般」の中には、当然、国も含まれる。

- (イ) 国に対する要求は、教育そのものの提供又は経済的援助とい

う形で現れること

国に対する子どもの学習要求は、典型的には教育そのものの提供という形で現れるが、国に対して経済的援助を求めるという形で現れることもある。

児童の権利に関する条約 28 条 1 項柱書は、教育についての児童の権利と「その権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成」することを規定し、同条 1 項 (b) は、「種々の形態の中等教育」において、無償教育の導入、財政的援助が提供されるべきことを規定している。これは、子どもたちの学習要求が国に対して経済的援助を求めるという形で現れ得ることを端的に示している。

(ウ) 朝鮮学校に通う生徒たちの国に対する学習要求は、民族教育に対する経済的援助を求めるという形で現れること

この点、朝鮮民族としての民族教育は、日本の公教育では行われていない。朝鮮学校に集う子どもたちが、国に対して、朝鮮民族としての教育そのものの提供を求めることは不可能である。

そのため、朝鮮学校に通う生徒たちの学習要求は、対国との関係では朝鮮民族としての民族教育を受けるにあたって経済的援助を求めるという形で現れるほかない。

エ このように、旭川学テ最高裁判決を敷衍すれば、九州朝鮮高校に通う申立人ら生徒たちは、特に対国との関係では、朝鮮民族としての民族教育を受けるにあたっての経済的援助を求める権利を有する。これは、旭川学テ最高裁判決が示す「特にみずから学習することのできない子ども」の「その学習要求を充足するための教

育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利」が、九州朝鮮高校に通う申立人ら生徒たちにも保障されることの当然の帰結である。

それにもかかわらず、原判決は、申立人らが経済的援助を求め、権利を有することを否定し、その法的利益性すらも否定した。そして、それらを「抽象的な期待」、「事実上の期待」と断じた。

これは、児童の権利に関する条約に対する無理解を露呈したものと いわざるを得ないし、「特にみずから学習することのできない子ども」について、「その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利」が存在することを認めた旭川学テ最高裁判決と明らかに相反する。

2 原判決の「不当な支配」に関する判断に判例違反があること

(1) 原判決の判示

原判決54頁は、「(九州朝鮮高校からの)回答の中には、民族科目の教科書については北朝鮮本国の学者等の意見を取り入れるため朝鮮総聯の協力を得ているといった、朝鮮高校の教育内容について朝鮮総聯の影響が及んでいると疑われる回答が見られたほか、学園法人の役員は教職員、保護者等から選出されているところ、保護者、卒業生は朝鮮総聯関係者等であるという趣旨の回答や、校長は在日本朝鮮人教職員同盟等の役員となっている」、「との回答が見られた上、さらに、福岡朝鮮学園の役員及び評議員の名簿によれば、理事兼評議員である朝鮮高校の校長が朝鮮総聯関連団体である県在日本朝鮮人教職員同盟の委員長を兼任しているほか、複数の理事及び評議員が朝鮮総聯又はその関連団体の役職員を務め、かつ、多くの評議員

が朝鮮総聯の福岡県又は県内の支部の組織の役職員を現職で務めているものとされており、このように、九州朝鮮高校の運営体制に関わる人事について朝鮮総聯の影響が強く及んでいると疑われる回答が見られたのであり、前記報道等から生じた疑念を払拭するにはおよそ十分なものとは言い難いものであった」ことを理由として挙げ、その他一部報道や公安調査庁の調査結果等を合わせ考慮し、九州朝鮮高校が、その教育について朝鮮総聯から「不当な支配」を受けているとの合理的な疑いを抱かせるには十分なものであったと結論付けている。

しかしながら、上記のような原判決の判示は、旭川学テ最高裁判決をはじめとする「不当な支配」をめぐる過去の裁判例で示された判断と明らかに反するというべきである。

(2) 旭川学テ最高裁判決が示した判断

ア 旭川学テ最高裁判決によれば、そもそも教育基本法において「不当な支配」が禁止されているのは、「戦前のわが国の教育が、国家による強い支配の下で画一的に流れ、時に軍国主義的又は国家主義的傾向を帯びる面があったことに対する反省によるもの」であって、教育と教育行政との関係についての基本原理を明らかにしたものである。したがって、本来念頭に置かれているのは、軍国主義又は国家主義的傾向を有する国家あるいは教育行政から教育に対する支配であり、私立学校かつ各種学校である外国人学校が外国人団体から受ける支配などではない。

イ また、旭川学テ最高裁判決は、「不当な支配」の判断に関し、以下の重要な判断を示している。すなわち、同判決は、「教基法が前述のように戦前における教育に対する過度の国家的介入、統制に

対する反省から生まれたものであることに照らせば、同法一〇条（代理人注：現行教育基本法一六条一項。以下同じ）が教育に対する権力的介入、特に行政権力によるそれを警戒し、これに対して抑制的態度を表明したものと解することは、それなりの合理性を有するけれども、このことから、教育内容に対する行政の権力的介入が一切排除されているものであるとの結論を導き出すことは早計である。さきにも述べたように、憲法上、国は、適切な教育政策を樹立、実施する権能を有し、国会は、国の立法機関として、教育の内容及び方法についても、法律により、直接に又は行政機関に授權して必要かつ合理的な規制を施す権限を有するのみならず、子どもの利益のため又は子どもの成長に対する社会公共のためにそのような規制を施すことが要請される場合もありうるのであり、国会が教基法においてこのような権限の行使を自己限定したものと解すべき根拠はない。むしろ教基法一〇条は、国の教育統制権能を前提としつつ、教育行政の目標を教育の目的の遂行に必要な諸条件の整備確立に置き、その整備確立のための措置を講ずるにあたっては、教育の自主性尊重の見地から、これに対する『不当な支配』となることのないようにすべき旨の限定を付したところにその意味があり、したがって、教育に対する行政権力の不当、不要の介入は排除されるべきであるとしても、許容される目的のために必要かつ合理的と認められるそれは、たとえ教育の内容及び方法に関するものであつても、必ずしも同条の禁止するところではないと解するのが、相当である」と述べている（下線部は申立人ら訴訟代理人）。

このように、旭川学テ最高裁判決は、許容される目的のために必

要かつ合理的と認められる関わりであれば、「不当な支配」にはあたらないと判示している。

ウ そして、これらの判示は、「不当な支配」が本来念頭に置いている国家あるいは教育行政を対象にしたものであるところ、本件のような外国人団体を「不当な支配」の主体として取り扱う場合、「不当な支配」にあたると判断されるのは、より一層狭い範囲となることはいうまでもない。

仮に、外国人学校と外国人団体との関係について「不当な支配」に問われることがあり得るとしても、各種学校にあたる外国人学校には、学問の自由（憲法 23 条）、思想良心の自由（憲法 19 条）、私学教育の自由（教育基本法 8 条）等が尊重され、政治的中立性の要請が働かないところ（神戸地判平成 26 年 4 月 22 日 LL I / DB・L 0 6 9 5 7 0 2 8 6 参照）、外国人学校と関連団体との関係は、「不当な支配」が念頭に置いていた場面とは異なることから、極めて抑制的に判断されなければならないからである。

それどころかむしろ、私立学校では、「建学の精神に基づく独自の伝統ないし校風と教育方針とによって社会的存在意義が認められ」る（最高裁昭和 49 年 7 月 19 日民集 28 卷 5 号 790 頁）として、私立学校の自主性・自立性が広く認められてきたところである。このことからすれば、私立の各種学校について、国家や教育委員会という教育行政機関と学校との関係のように、常に「不当な支配」にあたるかが警戒されるべき必要はない。特に教師や生徒、保護者等から訴えでもない限り、学校と関連団体との関係性は最大限に尊重されなければならないが、一般的に「不当な支配」にあたるか否かについて、教育行政によって審査されるべき性質のものでは

ないことが明らかである。

本件事案において「不当な支配」があるか否かを判断するにあたっては、以上のような九州朝鮮高校の自主性・自立性、及び同校が学生たちの民族教育を受ける権利を実現するため不可欠な存在であるという特質を考慮し、抑制的に判断することが求められているというべきである。

(3) 「不当な支配」に関する過去の裁判例

ア 「不当な支配」があるとされた裁判例

① 東京高裁昭和50年12月23日判決（判時808号57頁）

高校の講師の訴えに基づき、公明党議員らが都教育庁総務部長室において同庁幹部らの列席のもとに講師のした授業内容について直接その教師を非難、叱責した行為は、創価学会という宗教団体を背後にもった党の立場から特定の講師に対して加えられた党派的圧力であり、「不当な支配」にあたると判示した。

② 東京高裁平成23年9月16日判決（LLI/DB・L06620415）

養護学校の教育や生徒の保護者等の訴えに基づき、都議らが養護学校で行われた性教育を非難し、教師らを侮辱した行為について「不当な支配」にあたると判示した。

③ 東京地裁昭和47年3月31日（判タ276号246頁）

私立高校教員の訴えに基づき、同教員の同意なく校長が授業内容を録音し、その内容を根拠として教員を解雇したことは「不当な支配」にあたると判示した。

イ 「不当な支配」がないと判断された裁判例

① 旭川学テ最高裁判決

現場の教職員たちが、全国一斉学力調査が教育活動に対する国家権力の介入であって、「不当な支配」であると主張したのに対し、「調査結果を教育活動上利用すべきことを強制するものではなく」、「試験の結果を生徒に対する学習指導にも利用させようとする指導、助言的性格のものにすぎないとみるべき」と述べた上、「不当な支配」にあたらないと判示した。

② 最高裁平成2年1月18日判決（集民159号1頁）

高等学校における教科書使用義務は、「不当な支配」にあたらないと判示した。

③ 最高裁平成5年3月16日判決（民集47巻5号3483頁）
及び最高裁平成9年8月29日判決（民集51巻7号2921頁）

高等学校の教科用図書検定が、教育内容にまで及ぶことを前提としつつ、「不当な支配」にあたらないと判示した。

また、最高裁平成9年判決は、「改善意見」については、「文部大臣の助言、指導の性質を有する物と考えられるから」違法性の問題を生じないとした。

④ 東京高裁昭和49年5月8日判決（行裁判例集25巻5号373頁）及び大阪地裁平成20年12月25日判決（判時1302号116頁）

教育委員会による教育の勤務成績の評定につき、現場の教員が「不当な支配」であると主張したが、「不当な支配」にあたらないと判示した。

⑤ 東京高裁平成25年2月7日判決（判例自治373号42頁）

教育委員会が校長に対し、文化祭等における生徒の一定の表現行為を指導し、場合によっては抑制する事を求めるような展示物についての指導、教育委員会が公立学校の職員会議における挙手・採決を禁止する旨の通知を発したこと、教育委員会が校長に対し、教員等の業績評価について指導を行ったこと、教育委員会が校長に対し、入学式・卒業式等の行事を適正に実施するため、教職員に対する職務命令書を作成するよう度重なる指導をしたことにつき、校長が「不当な支配」であると主張した事案であるが、いずれも「不当な支配」にあたらないと判示した。

ウ 過去の裁判例における「不当な支配」の評価

「不当な支配」にあたりと判断された裁判例は、いずれも権利を侵害されたとされる教師や保護者等の訴えがあった場合である。これはすなわち、教育内容に対する外部からの権力的介入が、教育本来の役割から許容されない目的によるものである、又はその方法が必要かつ合理的であるとは認められないとの判断が下された事案である。

他方、「不当な支配」がないと判断された裁判例からは、学校や校長に対する生徒指導や教職員の管理方法等について指導を行うこと、一定の教科書の使用を義務付け、使用する教科書の内容を検定することについては、許容される目的のために必要かつ合理的と認められるため「不当な支配」にあたらないとの判例準則を読み取ることが出来る。

そこで次項において、九州朝鮮高校と朝鮮総聯との関係において、「不当な支配」の問題が生じないことを詳述する。

(4) 過去の裁判例からすれば、朝鮮総聯と九州朝鮮高校の関係は「不当な支配」にあたらぬこと

ア 学校に対する「指導・助言」

上記の裁判例から明らかなとおり、国や地方公共団体の教育行政による「指導・助言」については、基本的に「不当な支配」にあたらぬ。

原判決は、朝鮮総聯と九州朝鮮高校の関係で具体的にどのような権限を行使しているかを全く検討せず、単に朝鮮学校を「指導」しているという情報があるだけで「不当な支配」の根拠事実としている（55頁）。しかしながら、「指導」であれば「不当な支配」にあたらぬとするのが裁判例である。これを「不当な支配」があることの根拠事実にするのであれば、従前の裁判例に抵触するだけにとどまらず、実際の教育現場でも多数の混乱が生じる事態となりかねない。

イ 人事交流

全国の国立大学法人に、多数の文部科学省出身者が理事や副学長、事務局長などの幹部として在籍していることはしばしば見受けられるところ、これが「不当な支配」にあたらぬことは社会通念上も明らかである。公立学校の教職員の任免権は教育委員会にあり、教育委員会は、学校の教職員を他の学校に異動させることもできる。学校と教育委員会との間の人事交流は当然に行われており、これが「不当な支配」にあたらぬと問われたことはない。

原判決は、学園法人の役員のうち、保護者や卒業生が朝鮮総聯関係者等であるという回答、校長が在日本朝鮮教職員同盟等の役員であること等を指摘するが、これらの人事交流や役職も、上記と同

様、それだけで「不当な支配」につながる事情にはなり得ない。

ウ 任意団体への加盟

教職員や生徒が学外の任意団体へ加盟することは、結社の自由の観点からも当然に認められる。それにもかかわらず、九州朝鮮高校が、関係者らを強制的に任意団体へ加入しているわけでもないのに、これを「不当な支配」を認定する一事情に挙げている現判決は明らかに誤っている。

また、関係者らが任意団体へ加入しているとしても、なぜこれが「不当な支配」につながるのか、具体的な理由は何ら付されていない。

エ 教科書・教育内容への影響

上記の裁判例からすれば、一定の教科書の使用を義務付けることや、使用する教科書の内容を検定することは、「不当な支配」に当たらない。

原判決は、朝鮮高校が使用する教科書の編纂者が朝鮮総聯や傘下事業体であることを指摘するが、過去の裁判例では、「不当な支配」が本来念頭に置いている、国や教育行政が教科書を検定したり教科書を採択したりすることにつき、「不当な支配」にあたらないと判断されてきた。にもかかわらず、より多様性が重んじられる外国人学校である朝鮮高校において、朝鮮総聯や傘下事業体が編纂した教科書を使用することが、なぜ「不当な支配」にあたるのか、その理由が不明である。過去の裁判例と全く整合しない、不合理な結論というほかない。

オ 財政的支援

国や地方公共団体の教育施設に対する補助金の支出はもちろん、

生徒の保護者や卒業生ら私人による教育施設に対する寄付が広く行われていることは周知の事実であるが、これらが「不当な支配」にあたらないことはいうまでもない。

それにもかかわらず、朝鮮学校が、本国や外部団体から財政的支援を受けることが「不当な支配」の根拠となるのか、その理由が不明である。九州朝鮮高校に対する財政的支援を「不当な支配」の根拠とすれば、一般的に学校に対する補助金や私人による寄付の大部分が「不当な支配」の根拠事実に問われることにもなりかねず、著しく不当な事態を招きかねない。

カ 小括

以上のおり、過去の裁判例と比較しても、九州朝鮮高校と朝鮮総聯との関わりは、朝鮮高校に通う学生の民族教育の実現という目的を実現するために必要かつ合理的な範囲であるから、「不当な支配」にあたらないことが明らかである。

それにもかかわらず、原判決は、「不当な支配」の根拠になり得ない事情を挙げた上、九州朝鮮高校と朝鮮総聯との関係について、何ら具体的な理由を付さずに「不当な支配」を受けている疑いがあると判示しており、その判断過程が旭川学テ最高裁判決をはじめとする「不当な支配」に関する過去の裁判例に相反していることは明白である。

したがって、原判決は破棄を免れない。

第2 民事訴訟法318条1項後段に基づく申立理由（法令の解釈に関する重要な事項の誤り）

1 無償化法違反

- (1) 本件規程13条を理由とする権利制限が無償化法違反の趣旨に反すること

ア 原判決の判旨について

原判決は、九州朝鮮高校について本件規程13条に適合すると認めるに至らないと判断した文部科学大臣の判断につき、本件規程13条が就学支援金制度等の趣旨を踏まえたものであって、無償化法2条1項5号及び規則ハ号の委任の範囲内において定められたものといえることができると判断している。

しかし、原判決が就学支援金制度等の趣旨として判示した内容は、「支給法は、公的な資金から支出される就学支援金が受給権者である生徒等に対する授業料債権に確実に充当されることを要請しているものであって、設置者によって他に流用されるおそれがあることを許容するものとは解されない」（49頁）などとするものであって、就学支援金が法定充当の制度であること（後記第2の1(5)）であることを看過しており、また『『不当な支配』の合理的疑念』といった要件を創出している点（後記第2の1(3)）で、法令の解釈に関する重要な誤りを含むものである。

以下、詳述する。

イ 法律による下位規範への委任の範囲の解釈について

法律による下位規範への委任の範囲の解釈について判断し、児童扶養手当施行令1条の2第3号の括弧書が児童扶養手当法の委

任の範囲に反し無効とされた最二小判平成14年1月31日（民集56巻1号246頁）と同様、無償化法による規則ハ号及びその下位規範である本件規程への委任の範囲についても、その文言、法の趣旨及び目的、支給対象校として一定の類型の学校を掲げた趣旨並びにそれらの学校との均衡等をも考慮して解釈すべきである。

これらについては既に申立人らが一審、原審を通じ繰り返し主張立証してきた点であるが、いずれにおいても裁判所は委任の範囲を実質的に検討しないまま、被申立人に広範な裁量を認める判断を行っており、過去の判例に照らせば当然行うべき検討を行っていないという点で、法令の解釈に関する重要な事項の誤りがある。

(ア) 無償化法制定の趣旨（「時の法令」1865号より）

「時の法令」1865号6頁以下（参考資料）による、無償化法制定の趣旨は以下のとおりである。

「第一に、義務教育を終了した後の後期中等教育は、社会・教育への円滑な移行や、大学等でのより高等な教育訓練の土台を形成するものとして、個人が便益を受けるだけでなく、我が国を支える人材育成の上で重要な位置を有している。特に、高等学校等は現在では義務教育を終了した生徒の98%が進学するいわば国民的教育機関となっており、義務教育終了後の教育機関として中心的な役割を担っている。こうした点から、高等学校等における教育は、その便益が社会全体に及ぶものであり、それに要する費用は、社会全体で負担していく方向で公私の費用負担の割合を考えていくことが適当である。

ところが、その費用はこれまで少なからず家計によって負担されてきた。

(中略)

第二の点として、家庭の経済状況にかかわらずすべての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済負担を軽減することが重要な課題となっている。特に授業料は、高等学校等の教育に係る経費の中でも、教育の対価として中心的なものであることから、今回の措置は、まずはこれについて家計の負担から公的な負担への移行を目指したものである。

第三は、国際的な動向を勘案している点である。いわゆる国際人権A規約第13条第2項(b)には、『種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする』として中等教育における無償教育の漸進的な導入について規定されているように、無償化は中等教育の機会均等を達成するための主要な要素として位置付けられている。(中略)我が国は、高等学校等については家計による負担の割合が大きなウェイトを占めており、また、マダガスカルとともに国際人権A規約の上記の部分を留保している。このような海外の状況も視野に入れつつ、高等学校等の教育に要する経費の公私の費用負担の在り方を見直し、また、上記の留保の撤回に向けた施策を講ずることも本法の背景として指摘される。

このように、本法の基本的な発想は、高等学校等の教育に要する費用に関し、公私の負担割合をこれまでよりも公的な負担のほうにシフトさせることを意図したものであるから、基本的には年齢や所得といった個人の属性の観点からの制限はなされていない。」

(イ) 無償化法の制定が人権規約A規約13条2(b)及び(c)の留保撤回に結びついていること

(ア)で引用した「時の法令」に記載されているとおり、無償化法の制定は国際人権A規約の留保撤回を背景としている。すなわち、「無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする」という条項の留保を撤回したのであるから、無償化法制定によって実現される後期中等教育の機会は、何らの差別なく、すべての学生に対して保障されるべきものである。

こうした無償化法の趣旨を受け、被申立人は規則ハ号を置いたのである。そのような学校の中に朝鮮高校が含まれていたことは、概算要求の際、全国の高校生等の人数に、朝鮮高校の学生らの人数も含まれていたことから明らかである(乙4の1・9頁)。

無償化法制定の背景に、国際人権A規約の留保撤回があることは、無償化法の趣旨解釈に反映されるべきであるが、原判決はこの点に一切触れておらず、法令解釈に関する重要な事項を誤ったものである。

ウ 小括

以上からすれば、無償化法による委任の趣旨からすれば、朝鮮高

校を同法の対象にすることこそ含まれるが、朝鮮高校を対象から除外することは含まれない。したがって、本件規程 13 条に適合すると認めるに至らないことを理由に朝鮮高校を無償化の対象から除外することは、無償化法の委任の趣旨に反し、違法である。

(2) 本件規程 13 条に関する解釈が誤っていること

ア 本件規程 13 条の要件適合性の判断は文部科学大臣の裁量に委ねられていないこと

(ア) 原判決

原判決は、以下のとおり、「本件規程 13 条の要件適合性の判断」、すなわち「法令に基づく学校の運営の適正」性の判断につき、文部科学大臣の合理的裁量に委ねられているとする。

a 「本件規程 13 条の要件適合性の判断には、対象となる外国人学校の運営状況等についての専門的評価を必要とするものと解されるのであって、その判断は、文部科学行政に通暁した文部科学大臣の専門的、技術的判断に基づく合理的裁量に委ねられているものというべきである。」(52 頁)

b 「そして、その司法審査においては、本件規程 13 条の要件適合性に関する文部科学大臣の判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるものと解するのが相当である。」(同頁)

(イ) 「本件規程 13 条の要件適合性の判断」は合理的裁量に委ね

られていないこと

しかしながら、教育関係の「法令」であっても、その趣旨、目的等は様々であって、全ての「法令」判断について裁量を認めるべきでないことは論をまたない。個々の「法令」の適用において、その要件該当性判断につき裁量があるかどうかを判断すべきである。その上、具体的な法令の適用において裁量を認めるとしても、それぞれの適用法令によってその広狭を考えるべきことは至極当然である。

そして、後述のとおり、教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無については、客観的に判断され得るものであり、必ずしも教育上の観点からの専門的、技術的判断を要するものではない。また、教育基本法16条1項は、教育に対する権力的介入、特に行政権力による介入を警戒し、これに対して抑制的態度を表明したものと解されるどころ（旭川学テ最高裁判決参照）、同項の「不当な支配」の判断を文部科学大臣の裁量に委ねるべきとすることは、その裁量的判断を通じて教育に対する行政権力による過度の介入を容認することになりかねず、同項の趣旨に反することになる。

以上に照らせば、同項の「不当な支配」の有無について文部科学大臣の裁量権が認められるものと解することはできない。仮に文部科学大臣の裁量権を認めるとしても、上記教育基本法16条1項の趣旨や、教育を受ける権利を定める憲法26条の趣旨からすれば、教育上の観点に基づく裁量が認められるにすぎず（政治上の観点に基づく裁量とは異なる〔大槇弘・最判解民事篇平成9年度（下）1043頁〕）、裁量権の範囲が

極めて限定されることは明らかである。

イ 本件規程 13 条の「法令」に教育基本法 16 条 1 項の規定を含むことはできないこと

(ア) 原判決

原判決は、「教育基本法は、全ての教育関係法規の基本法としての性質を有し（同法前文，18 条参照），教育関係法令の解釈及び運用については，法律自体に別段の規定がない限り，できるだけ教育基本法の規定及び同法の趣旨，目的に沿うように考慮が払われなければならないのであるから」、「同条の『法令』から教育基本法が排除されているとは考え難く，そうであれば，本件規程 13 条の要件適合性を判断するに当たり，『不当な支配』の禁止を定める教育基本法 16 条 1 項に反する学校運営が行われていないか否かについて考慮することは，当然に許容されているものと解される」（53 頁）と判示する。

(イ) 「法令」との文言からのみでは判断できないこと

しかし、教育関係法規に「法令」という記載があれば、教育基本法 16 条 1 項の「不当な支配」がなされているかいないかを審査することができるわけではない。例えば、学校教育法 13 条（学校閉鎖命令）、14 条（設備・授業等の変更命令）、私立学校法 31 条（認可）、37 条（監事の報告義務）、40 条の 2（理事の忠実義務）、60 条（措置命令）、62 条（解散命令）において、「法令」という文言があるが、これらの場面において、「不当な支配」にあたる事情が判断されるのであれば、「不当な支配」の名の下に、大幅な行政権力による教育への介入が認められることになり、それこそ教育基本法の理念に反する事態と

なる。

(ウ) 本件規程は「高等学校の課程に類する課程」についての基準であること

a 「高等学校の課程に類する」かは教育施設の制度について客観的に判断されるべきであること

本件規程は、「高等学校の課程に類する課程を置く」（無償化法2条1項5号、規則ハ号）教育施設かどうかの客観的な判断を行うため、指定の基準及び手続を定めるものである（甲A4の第1条）。例えば、修業年限（2条）や授業時間（3条）など、制度的、客観的な判断が可能なように、満たすべき基準が数値などにより明確化されている。

b 本件規程の検討会議においても教育上の観点から検討されていたこと

(a) 本件規程に基づく具体的な基準について

検討会議においては、2010年8月30日、「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について」という報告を行なった（甲A11）。

(b) 外国人学校についての基準について

また、外国人学校を指定する際の基準についても、仕組みとして制度的、客観的に把握しうる内容によることを基本とすべきであるとされた（甲A11・6頁）。そして、審査体制については、「省令（ハ）に関する審査対象校についても、対象校や関係都道府県に対して、必要な資料の提供を求め、その資料をもとに、審査を行うことが適当である」とされ、対象校から提供を求めるものは、①学校の

概要、②学則、③学級編制表、④年間指導計画、⑤施設の状況、⑥設備の状況、⑦教職員編制表、⑧常勤教員の略歴、⑨財産目録等の会計資料、⑩寄付行為等、⑪役員名簿、⑫理事会等の開催状況、⑬学校点検・評価の状況、積極的な情報提供の状況、財産目録等の備付け及び閲覧の状況、及び学校の時間割表や部活動の状況、生徒の各種資格取得の状況、卒業生の進路・進学状況、学校パンフレット、生徒募集要項など学校のことが分かる既存の資料とされた（甲A11・15ないし16頁）。

(c) 小括

このような検討会議の報告に基づいて本件規程が定められたのであるから、本件規程上の基準を満たすか否かについては、上記審査資料から判断が可能でなければならず、あらゆる法令適合性の立証を必要とするようなものとすることはできない。

エ 教育基本法16条1項を「法令」に含めることはできないこと

以上のように、単に教育関連法令という理由で、本件規程13条適合性の判断にあたって、教育基本法16条1項の「不当な支配」がされていないか等にかかる事情を考慮すべきとした原審の判断が法令の解釈を誤っていることは明らかである。

(3) 「不当な支配」を受けているとの合理的疑念から本件規程13条に不適合であるとは判断できないこと

ア 原判決

原判決は、「朝鮮高校については、その教育について朝鮮総聯からの『不当な支配』を受けているとの合理的疑念があり、このよう

な『不当な支配』に関する事情は、教育基本法 16 条 1 項に反する学校運営に当たるものとして、本件規程 13 条の『法令に基づく学校の運営を適正に行』っているか否かについての判断に当たって重要な要素として考慮されるべきものである」（55 ないし 56 頁）と判断した。

イ 合理的疑念にすぎないこと

本件において、朝鮮高校につき「不当な支配」があると解釈することが誤りであることは明らかである。その点を措くとしても、原判決は、あくまでも「『不当な支配』を受けているとの合理的疑念」（55 頁）があると判断したにすぎない。にもかかわらず、「教育基本法 16 条 1 項に反する学校運営に当たるものとして」、本件規程 13 条適合性判断において考慮することを許容している（56 頁）。

不当な支配を受けているとの「疑念」を抱いたにすぎないにもかかわらず、「教育基本法 16 条 1 項に反する」ものとして、本件規程 13 条の適用にあたって考慮することを許容した、原判決の本件規程 13 条の解釈が誤っていることは明らかである。

(4) 規則ハ号削除行為自体が無償化法の趣旨に反し許されないこと

規則ハ号は、本件規程を制定する検討会議の段階で、新設の学校の審査基準として活用することが予定されていた。

すなわち、第 3 回検討会議（2010 年 7 月 16 日）において、基準のイメージ、考え方を整理したものが示された（乙 5 の 3、甲 A 172 の 3 の 2）。そこでは、「6. 審査の体制・方法等について（ア）体制について」の中で、「省令（ハ）に関する審査対象校について、対象校や関係都道府県に任意の資料提供を依頼し、その資料を基に、

教育に関し専門的知見を有する第三者によって構成された会議において審査を行い、対象とするかどうかについて意見を取りまとめてはどうか」とされたほか、「今後、各種学校の認可を受けた外国人学校が新たに設置された場合にも、上記と同様にしてはどうか。」とされた。

このように、検討会議において、規則ハ号は、本件規程の制定段階で申請の想定される各種学校のみならず、将来設置される学校についても規則ハ号に基づく審査を行うことを当然の前提とした議論がなされていた。

無償化法は、「高等学校の課程に類する課程を置く」を要件として外国人学校を対象としている。そして、その判断基準は、教育上の観点から客観的に行うという点にあるのであるから、本件不指定処分当時に対象ではなくとも、要件に適合すれば他の外国人学校も無償化法の適用対象となるはずである。

このことからすれば、対象となる学校を既存の学校や現時点で要件を充足する学校に限ることは同法の委任の趣旨に反する。ところが、被申立人は、規則ハ号を削除したことによって、同号の適用を受ける学校を、当時申請がなされていて、被申立人が既に適用対象であると判断した学校だけに限定してしまった。これは、無償化法の委任の範囲を超えたものであり、違法である。

また、審査に限界があることが打ち切りの理由とされているが、審査のための権限が、関連法令と比較しても格段に弱い。これは、無償化法の立法者意思のあらわれであって、強制手段を伴わない審査であることは当初より予定されていた。

すなわち、甲 A 1 9 6（世取山意見書）では、私学助成法 1 2 条に

会計報告を徴すること、学校法人関係者への質問、物件の検査権限が規定されていることや、補助金適正化法 23 条 1 項には報告を徴すること、立入、検査、質問の権限が、同法 31 条 3 項に立入検査に応じなかった場合の罰金が規定されていることを指摘し、無償化法がこれらの法令よりも弱い調査権限しか規定していないことは、流用のおそれの低さに由来するものであると結論づけている。

したがって、調査権限が弱いことは当初より予定されていたのであって、これを理由として規則ハ号を削除することは、無償化法の委任の範囲を逸脱している。

(5) 就学支援金制度は法定充当等の仕組みにより、流用のおそれがないこと

ア 原判決

原判決は、『『不当な支配』に関する合理的疑念が払拭されないことから、本件規程 13 条に適合すると認めるに至らないと判断された』と判示している（56 頁）。

しかしながら、当該判断は、無償化法が法定充当等の制度を採用し、流用のおそれがない仕組みを採用していることを全く考慮していない点で、法令の解釈に関する重要な誤りがある。

イ 無償化法の仕組み

無償化法は、教育の機会均等に寄与する目的から（1 条）、生徒に就学支援金を支給するが（4 条）、私立学校の場合、具体的な支給方法は、高等学校等（6 条）の設置者が受給権者（生徒）に代わって就学支援金を受け取り生徒の授業料に充てる（8 条）という仕組み（代理受領方式）を採用している。

そして、不正な手段で就学支援金の支給を受けた者には、都道府

県知事が、国税徴収の例によりその額を徴収できる（11条）。また、都道府県知事が学校の設置者等に報告書その他の文書の提出や提示を命じる権限と、県の職員による質問権限を与えている（17条）。そして、就学支援金を不正受給した者に対しては3年以下の懲役か100万円以下の罰金を課し、また、文書提出命令に違反したり質問に虚偽の回答をしたりした学校の設置者やその職員には30万円の罰金を課すことにしている（20条）。

ウ 仮に「不当な支配」が問題になるとしても、就学支援金は法定充当等の仕組みによって授業料への充当が担保されていること

無償化法は、法定充当の仕組みを採用している。すなわち、学校の設置者が生徒に代わり就学支援金を受領すると同時に、学校が生徒から授業料を受け取ったことになる（8条）。

学校が就学支援金を授業料に充当した上で、更に、生徒から二重に授業料を徴収することは無償化法によって許されない。現に、そうしたことが起こらないよう、指定後も資料の提出を求め（本件規程16条1項）、監督する仕組みが用意されている。

原判決は、不当な支配があることによって、債権の確実な充当その他法令に基づく適正な学校運営が行われぬおそれがあると判断しているが、仮に不当な支配があったとしても、就学支援金が授業料債権に確実に充当される仕組みが用意されているのである。万が一、不当な支配が問題になるとしても、そのことと法令に基づく適正な学校運営が行われぬおそれとは論理的に結びつかない。

したがって、このような無償化法の仕組み解釈を適切に行わず、安易に法令に基づく適正な運営が行われぬおそれがあると判断した原判決は、法令の解釈に関する重要な事項について誤ったも

のである。

(6) 2つの処分理由の関係性を判断しなければならなかったこと

ア 類似の裁判での判断内容

名古屋高裁判決（平成30年（ネ）第457号）においては、「行政処分は、相手方に告知すること、すなわち、相手方の了知し得べき状態に置かれることによって初めて相手方に対して効力を生ずるものであるところ（最高裁昭和53年（行ツ）57年7月15日第一小法廷判決・民集36巻6号1146頁，最高裁平成10年（行ヒ）第43号同11年10月22日第二小法廷判決・民集53巻7号1270頁参照），本件不指定処分は，平成25年2月20日に発出されており，翌21日以降にその相手方である愛知朝鮮学園に到達したものと推認される」としたうえで、「本件省令改正（本件省令ハの削除）の効力は，本件不指定処分の効力の生ずる前に生じたものと認められ，愛知朝鮮学園に対して本件不指定処分がされた時点では，本件省令ハは削除され，本件規程はその存立の根拠を失ったものであるから，これを適用する余地はなく，本件規程の効力があることを前提とする理由〔2〕及び〔3〕は，本件不指定処分の理由として法的に意味をなさず，理由〔1〕のみが法的に意味を有することとなる」と判断されたものである。

なお、愛知朝鮮学園については、福岡朝鮮学園に通知された理由とは別の、愛知朝鮮学園に固有の理由も付されていたため、理由が3つになっているが、実質的には規程の削除を理由とするもの（上記判決に言う理由〔1〕）と、規程の存在を前提とした理由（上記判決に言う理由〔2〕〔3〕）からなっており、福岡朝鮮学園に対する処分理由と同様の構成からなっているものである。

イ 福岡高裁も処分理由相互の関係に言及しなければならなかったこと

(ア) 原判決の判旨について

原判決は、「本件申請は、本件省令ハ規定が削除されなかったとしても、支給対象外国人学校としての受けるための実体要件を欠くことになり、文部科学大臣は、そのことを理由として、九州朝鮮高校について本件省令ハに基づく指定をしない処分をすることもできることになる」（60頁）と述べるにとどまり、不指定処分の理由相互の関係について言及していない。

(イ) 理由相互の関係に言及しないことが法令解釈の重要な誤りであること

アで述べたとおり、名古屋高裁の処分理由は実質的には福岡高裁と同一である。それにもかかわらず、福岡高裁は、主たる争点（1）イに関する判断の中で、規則ハ号削除が控訴人らの権利又は法律上保護される利益を侵害するかという観点から処分の理由を検討したのみで、規則ハ号削除と本件規程13条に適合すると認めるに至らないという二つの理由の論理的整合性ないし論理的関係については何らの判断もしていない。

しかしながら、処分の理由のうちどれが法的に成り立つもので、どれが成り立たないかの判断は、処分自体の適法性だけでなく、国家賠償法上の違法があるか否か、また処分理由が正しく示されているか否かという別の争点においても前提となる内容であり、判断を欠かすことはできない。

したがって、処分理由の論理的関係を判断しなかったことは、法令の解釈に関する重要な誤りである。

2 教育基本法の解釈の誤り

(1) 「不当な支配」(教育基本法 16 条 1 項)に関する原判決の解釈

原判決は、本件規程 13 条適合性の判断において、教育基本法 16 条 1 項の「不当な支配」にかかわる解釈として、以下のとおり判示した。

① 「教育基本法は、全ての教育関係法規の基本法としての性質を有し、教育関係法令の解釈及び運用については、法律自体に別段の規定がない限り、できるだけ教育基本法の規定及び同法の趣旨、目的に沿うように考慮が払われなければならない」ので、本件規程 13 条の「法令」から教育基本法が排除されているとは考え難く、教育基本法 16 条 1 項は学校を名宛人としていないが、本件規程 13 条の要件適合性を判断するにあたり、「不当な支配」の禁止を定める教育基本法 16 条 1 項に反する学校運営が行われていないか否かについて考慮することは当然に許容されている。

② 「不当な支配」概念の具体的な解釈、定義を示すことなく、九州朝鮮高校と朝鮮総聯との間の関係について、九州朝鮮高校が朝鮮総聯から教育上の影響を受けているということのみをもって、「不当な支配」の合理的疑念が払しょくされない。

(2) ①の解釈の誤り

ア 「不当な支配」(教育基本法 16 条 1 項)について教育行政が有無を審査すべきでないこと

(ア) 「不当な支配」の立法趣旨

教育基本法は、前文において「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求」する「人間の育成を期」し、「日本国憲法の精神にのっとり」、「この法律を制定する」と定めただうえで、教育の目

的を、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とし（法1条）、教育の目標として、「学問の自由」、「個人の価値」の尊重をうたっている（法2条）。

このように日本国憲法を重んじ、学問の自由、個人の価値を尊重する教育基本法が、「教育は、不当な支配に服する」ことを禁じている（法16条1項）趣旨は、教育によって人格を完成させていく生徒(子ども)らの自由を保障する観点から、「教育」と「教育行政」とを厳密に分け、教育が不当にゆがめられることを防ぐことにあることは明らかである。

(イ) 「不当な支配」に関する旭川学テ最高裁判決

この教育基本法16条1項の解釈に関し、旭川学テ最高裁判決は上記の趣旨にのっとり重要な判断を示しており、大いに参考となる。

a 旭川学テ最高裁判決の判示

「不当な支配」が教育基本法に規定されているのは、「戦前の我が国の教育が、国家による強い支配の下で形式的、画一的に流れ、時に軍国主義的又は極端な国家主義的傾向を帯びる面があったことに対する反省によるもの」であり、「不当な支配」とは、「教育が国民の信託にこたえて」「自主的に行われることを歪めるような」支配である。

それゆえ、「教育行政機関が行う行政でも」「『不当な支配』にあたる場合がありうる」。そのため教育行政は「法律が特定の命じていることを執行する場合を除き」、「『不当な支配』

とならないように配慮しなければならない拘束を受けているものと解される。」

「国の教育統制権能を前提としつつ、教育行政の目標を教育の目的の遂行に必要な諸条件の整備確立に置き、その整備確立のための措置を講ずるにあたっては、教育の自主性尊重の見地から、これに対する『不当な支配』となることのないようにすべき旨の限定を付したところにその意味が」ある。

b 上記判示の特徴

上記判示から読み取れる解釈の特徴は以下である。

すなわち、i 教育基本法が「不当な支配」を定めた理由は、戦前の国家による形式的、画一的な教育が、軍国主義的、国家主義的傾向に陥ったことへの反省であること、ii 教育の自主性をゆがめないために定められたこと、iii そのため、教育行政は教育条件の整備が主であり、教育内容には可能な限り立ち入らないことが要請されること、iv その趣旨は教育行政のあらゆる場面において妥当し、権力に拘束をもたらすこと、である。

(ウ) まとめ

以上の検討からすると、教育基本法16条1項の「不当な支配」は、教育を受ける主体である生徒の人格的成長、教育を受ける権利、個人の尊厳、学問の自由等の憲法に定められた権利を尊重すべく、あらゆる場面で、教育行政による介入、ことに教育内容へのそれを抑制する規範であると解される。

そして、教育活動によってどのような人格的成長を遂げようとするか、どのような教育を受けようとするか、どのような尊

蔽を保ちたいとするか、どのような学問の自由を享受しようとするかは、人権の享有主体である生徒それぞれによって異なる。

そうすると、それらの憲法に定められた権利の制約やそのおそれの有無、ひいては「不当な支配」の有無は、まずは教育を受ける主体である生徒の権利主張がなければ、観念すること自体が困難である。

イ ①の解釈は、教育行政による「不当な支配」を産むものであり、誤っていること

(ア) ①の解釈にもとづく教育行政による審査の構造

原判決は、本件規程13条の適合性判断において、九州朝鮮高校が朝鮮総聯からの「不当な支配」を受けているかどうかも考慮要素として許容されると判示する（52頁、53頁）。

これは教育行政が、教育の当事者（学校や教師、生徒）と他の団体等との間の関係について、適否を審査することを許容するものである。

(イ) 教育行政が「不当な支配」の有無を審査することは許されないこと

確かに、教育行政以外の主体、たとえば「政党のほか、官僚、財閥、組合等の、国民全体ではない、一部の勢力」が、「不当な支配」となりうるとの議論自体は存在する。

しかし、上記のように教育基本法16条1項に「不当な支配」が規定されたのは、教育を受ける権利を守るためであり、その有無は、教育の当事者による権利主張が前提になれば、観念すること自体が難しい。

当事者による権利主張がない状況下で、教育行政が「不当な

支配」の有無を審査しようとする場合、それは教育の当事者の意思、主体性、自律性を差し置いて、教育の当事者と他の団体等との間の関係を問う、いわゆるパターン的な審査となる。本件でも、九州朝鮮高校の教師、生徒やその保護者らから、朝鮮総聯によって教育の自主性が侵害されたとする権利主張は一切ない。

そして、教育の権利が最も発現する場面は教育内容である以上、それがゆがめられていないか、「不当な支配」がないかを審査するためには、教育内容を含んだ教育活動の総体を対象とせざるを得ないこととなる。本件規程 13 条適合性にかかる審査でも、教科書の内容から肖像画の使用にいたるまで、あらゆる事項について照会がなされた。

そうすると、当該審査は教育行政による教育活動全般へのパターン的な介入であり、むしろ当該審査を通じて、教育行政による教育に対する「不当な支配」（教育基本法 16 条 1 項）を産むことになりかねない。教育の当事者の意思にかかわらず、教育行政から見て「不当な支配」と評価した事実をもって、生徒を不利益に扱うことで教育の自主性を脅かすことができるからである。

教育基本法がすべての教育関係法規の基本法としての性質を有しており、教育関係法令の解釈及び運用については、できるだけ教育基本法の規定及び同法の趣旨目的に沿うように考慮が払われなければならない。そして、教育基本法 16 条 1 項が、特に行政権力による介入を警戒していること（以上、旭川学テ最高裁判決）からすれば、教育行政が本件規程 13 条の適合性

審査を通じて教育に介入することができるのは、むしろ教育基本法 16 条 1 項の趣旨にもとり、許されないのは当然である。

このことは、本件のような給付行政に関しても当然に当てはまる。というのも、「不当な支配」が存在しているとの疑いがあることをもって給付を受けられないという取り扱いを受けてしまう以上、教育主体としては、教育活動を見直し、変更しなければ、当該給付制度に参加するたことができないという圧力を受けてしまうからである（甲 A 196・世取山意見書）。

以上からすると、本件規程 13 条の適合性判断において、九州朝鮮高校が朝鮮総聯からの「不当な支配」を受けているかどうかも考慮要素とすることは、教育基本法 16 条 1 項の趣旨に照らして許されないのであり、原判決は、教育基本法 16 条 1 項を誤って解釈したものにほかならない。

(3) ②の解釈の誤り

ア 「不当な支配」の具体的な解釈、定義がないこと

(ア) 原判決の判示

上記のとおり、原判決は「不当な支配」の定義や解釈に関して、何ら判示していない。その上で、朝鮮高校についてはその教育について朝鮮総聯からの「不当な支配」を受けているとの合理的疑念が払しょくできない以上、本件規程 13 条に適合していると認めるに至らないとした本件不指定処分にかかる文部科学大臣の判断の合理性を認めた。

(イ) 無償化法上の「不当な支配」の考慮にかかる国会での議論

本件不指定処分がなされる前の国会議論においても、朝鮮高校に「不当な支配」があるか否かについては、所管の平野博文

文部科学大臣が、「一般論として申し上げますけれども、ある団体が特定の学校の教育に対して影響を及ぼしている、こういうことをもって直ちに不当支配ということは該当しないんじゃないか、私はこう思いますよ」と述べている（甲 A 9 9・1 2 頁）。

同大臣は、松原国家公安委員会委員長の「朝鮮総連は、北朝鮮と極めて密接な関係を有する団体であると認識をいたしております。また、朝鮮総連は、朝鮮人学校と密接な関係にあり、同校の教育を重要視し、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしているものと認識をいたしております」（同・1 1 頁）との答弁についても、「今、松原大臣の方から申されたものは、そういう、介入しているというところまで言及しているというふうには私は思っておりません」（同・1 2 頁）として、朝鮮総連による朝鮮学校への密接な関係、影響があるということのみでは、「不当な支配」にあたるかの判断を述べていない。

仮に教育行政が「不当な支配」の有無を審査できるとしても、ほかならぬ当時の文部科学大臣の答弁に見られるように、単純に朝鮮総連が朝鮮学校の教育に対して影響を及ぼしているというだけで、「不当な支配」が存在するとは認められない。

一定の団体等が教育の当事者に対して及ぼしている影響が、教育を受ける主体である生徒の教育を受ける権利や、生徒の保護者、教師の教育に関する権利を保護するという観点から、どのような範囲までが許されるのかという観点から、「不当な支配」の解釈、定義が示されなければならない。

イ 行政裁量の判断過程審査を実質的に骨抜きにし、教育行政によ

る恣意的な運用を許していること

裁判所としては、「不当な支配」の定義（解釈）を示すことで初めて法的三段論法が成立し、行政作用に対する実質的な司法審査が可能となる。

にもかかわらず、原判決は「不当な支配」の定義を示さないままに、本件規程 13 条適合性を認めることができないとした文部科学大臣の判断について、行政裁量審査と称する判断を行った。結果、朝鮮総聯が朝鮮学校に対して一定の影響を及ぼしているという事実は認定したものの（原判決 52 頁以下）、当該事実に対する文部科学大臣による評価はどのようなものであったか、それを文部科学大臣が「不当な支配」概念に対してどうあてはめたかという過程を摘示できていない。

原判決が示した「文部科学大臣の判断が裁量権の行使としてされたことを前提としたうえで、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討」する（52 頁）という判断枠組みに即した文部科学大臣の判断部分が存在せず、実質的な判断過程審査が及んでいない。これは、前記平野博文文部科学大臣（当時）の答弁にも反する。

「不当な支配」の有無を教育行政が審査することの危険性をも考慮すれば、この解釈を示さないままに無内容な行政裁量審査をすること自体が、「不当な支配」を禁じる教育基本法 16 条 1 項の趣旨に反する誤りがある。

(4) ①②の解釈の誤りは、重要な事項を含むこと

ア 本件の結論に与える影響

本件不指定処分の理由の一つは、九州朝鮮高校が本件規程 13

条に適合すると認めるに至らなかったことであり、この適法性について、原判決は九州朝鮮高校が朝鮮総聯から「不当な支配」を受けているとの合理的疑念が払しょくされない以上、本件不指定処分にかかる文部科学大臣の判断が不合理とはいえない、と判示している。

そうである以上、本件規程13条の適合性判断に「不当な支配」の有無を考慮できるとする解釈が誤りとなれば当然に結論は変わり得る。そして、仮に考慮できるとしても、「不当な支配」の解釈、定義を示したうえでの判断過程審査が実現されれば、より緻密な司法審査が可能となり、本件不指定処分の適法性に関する結論も変わる余地は十分にある。

したがって、①②の解釈の誤りは、重要な事項を含む。

イ 教育行政による「不当な支配」の蔓延をもたらしこと

本件は、行政権力が、私人である教育主体とその他の団体間の関係について、「不当な支配」があるとの疑念があるとして、同教育主体の制度への参加を許さなかった事案である。

高校無償化制度は給付行政制度ではあるが、財源は特定扶養控除の撤廃による。もちろん、朝鮮高校に子どもを通わせる保護者についても特定扶養控除が撤廃されていることは同様である。そのため、本件不指定処分により、朝鮮高校に子どもを通わせる保護者は、就学支援金も受けられず、特定扶養控除も受けられないという二重の不利益を被ることとなった。

このような本件不指定処分を、上記のような稚拙な司法審査のもと許容することは、あらゆる教育上の制度において、私人間の「不当な支配」の存在にかこつけて、恣意的に給付を拒絶すること

を可能にする一般性を持つ。

教育のための「財源」と称して税収を増やす一方、それに対応する給付の範囲を「不当な支配」をもって限定するという制度構築を、何度も繰り返すことができる。

それは結局、教育行政にとって望ましくない教育を行う教育主体から金銭は取り上げるのに、給付から排除することを許し、逆に教育行政による「不当な支配」の蔓延をもたらすこととなる。

このような事態を何らの制限もなく許すような原判決は、教育基本法16条1項の趣旨に反し、重要な事項を含む法令の解釈を誤っている。

ウ 下級審裁判例の状況

いわゆる高校無償化裁判について、各地高裁において、朝鮮学校側の敗訴判決がでている。しかし、それらの判決も、原判決と同様に、「不当な支配」の有無の行政による審査を許したうえ、その判断に当たり「不当な支配」の定義を示していない。

破棄されなければ、これまでに繰り返すように、教育基本法16条1項の趣旨にもとる事態を招くことは明らかである。

エ 小括

以上のとおりであるから、上記①②の解釈の誤りは、重要な事項にかかわるものである。

(5) まとめ

以上のとおり、原判決における①②の教育基本法16条1項の解釈の誤りは、法令の解釈に関する重要な事項（民事訴訟法318条1項後段）を含んでいる。

3 行政手続法違反

(1) 原判決の概要

原判決は、本件不指定処分に関する行政手続法6条、7条又は8条違反の主張に関し、「本件不指定処分が前記説示の通り実体要件を欠く以上、上記の手続的瑕疵が、本件申請にかかる申請者ではない控訴人らの権利または法的利益を侵害するものとはいえない」(64頁)、「控訴人らが主張する本件不指定処分による権利または法的利益の侵害との間に因果関係があるとはいえないというべきである」(同頁)とした。

(2) 行政手続法に関する原判決の解釈の誤り

ア 行政手続法への重大な違反がある場合には、申立人らの独自の権利侵害を構成すること

原判決は結局、本件不指定処分の実体法上の違法性がない限り、行政手続法上の違法性があつたとしても、申立人らへの権利侵害はないという内容である。

原判決は申立人らが本件申請にかかる申請者ではないことを指摘するが、あくまで高校無償化制度は、高校生等の教育の機会均等の実現を目的として、学校ではなく生徒個人が就学支援金の受給権を有することを前提として作られている。そしてその申立人らが、自らの個別の受給権(無償化法8条)の実現のために、代理受領権者である九州朝鮮高校を通して、規則ハ号に基づく指定を受けべく申請を済ませていたものである以上、すでに行政手続上、申立人ら一人一人に、保護されるべき利益が発生しているというべきである。

そして、行政手続法の各条項について、本件不指定処分に重大な

違法が認められる場合には、申立人らは行政手続法違反を理由として、独自に慰謝料を請求することができるかと解すべきである。

イ 行政手続法 6 条

同条の趣旨は行政機関の事務の迅速かつ適正な執行を確保することにある。文言上は努力義務であるものの、その趣旨にかんがみれば、原則として標準処理期間を定めなければならないと解すべきである。

しかし、規則ハ号及び本件規程には、標準処理期間が定められていない。

無償化法の目的が「高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図」る（同法 1 条）ことにあるうえ、高校生の在籍期間は 3 年間と限られていること、代理受領制度であることを考えると、例えば卒業後にさかのぼって支給したとしても、学校から生徒ないしその保護者への返還処理等、事務処理が過大な負担となり、最終的な経済的支援を受けること（受給権の実現）が不十分なものとなってしまうかねないことを考えると、迅速かつ適正に指定・不指定の判断がなされるべきである。

したがって、被申立人は、就学支援金の支給対象校の指定・不指定の処分を行うにあたって標準処理期間を定めなければならなかった。それにもかかわらず標準処理期間を定めていない点は行政手続法 6 条に反するものである。

また、この違法は、上記のような無償化法の趣旨を没却するものであるとともに、この違法により、申立人らは、九州朝鮮高校の申請時には在籍していたにもかかわらず、審理が不当に長引いている間に卒業し、結果として就学支援金を受給する機会を失った。し

たがって、この違法は申立人らの受給権及び教育を受ける権利（憲法26条）を侵害するものであるから、その違法性は重大である。

無償化法においてこの要請は強く、標準処理期間を定められないことは申立人らの重要な権利の侵害となる。

ウ 行政手続法7条

本条は、行政庁に対し、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始することを義務付けている。当該規定の趣旨もまた、申請の的確かつ迅速な処理を確保することをねらいとするものである。

しかしながら本件では、九州朝鮮高校が支給対象校としての指定を求めて申請を行うに先立ち、2010年11月24日に菅直人総理大臣（当時）が、文部科学大臣に対して審査の停止を指示した。その後、同月29日に九州朝鮮高校が申請を行ったものの、2011年8月29日に同総理大臣が審査の再開を指示するまで、文部科学大臣は9か月の間、審査を継続する意思があるとも、なされた申請に対して許否の判断をすることも示すことなく放置した。

しかも、審査が再開されてから、2013年2月20日に本件不指定処分がなされるまで、約1年6月の期間を要している。これは、同じく規則ハ号に基づくホライゾンジャパンインターナショナルスクールと、コリア国際学園に関する審査が2011年7月1日に開始され（甲A20の1の5）、前者については同年8月30日に、後者については同年11月2日に処分がなされていることと比較してあまりに長期にわたっており、もはや的確かつ迅速な処理がなされたとは評価しえない。

したがって本件不指定処分には、行政手続法7条の重大な違法

がある。

エ 行政手続法 8 条

行政手続法 8 条は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」と定めている。そして、その理由をどの程度詳しく付記すべきであるかは許認可等の性質、その根拠法令や審査基準の内容や具体性によりその程度は異なるものと考えられ、許認可等の性質、当該法令の趣旨、目的に照らして判断されるべきであるが、どのような事実を基に拒否処分が行われるのか申請者において十分認識し得る程度に示すこととされている（甲 A 1 8 3）。

また、当該規定の趣旨は、処分事由についての行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を申請者に明らかにすることによって、透明性の向上を図り、併せてその不服申し立てに便宜を与えることにあるから、いかなる根拠に基づきいかなる法規を適用して当該処分がなされたかを、申請者がその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に根拠規定を示すだけでは不十分である（東京地判平成 1 0 年 2 月 2 7 日判時 1 6 6 0 号 4 4 頁）。

本件不指定処分の理由は理由①及び②であるとされているものの、どのような事実を根拠に、どのような法令に違反するなどして本件規程 1 3 条に適合すると認めるに至らないのかが全く示されていない。また、前記第 2 の 1 (6)記載のとおり、理由①及び②の論理的関係が不明確であることから、不服申し立ての便宜を与えるものではない。

本件においても、申立人らは、問題となった事実を特定して不服申し立てをすることが困難であった。現に、訴状において「不当な支配」の有無に関する争点を想定した主張をすることもできていない。

行政手続法 8 条に違反した理由付記の違法は重大である。

(3) まとめ

以上のとおりであるから、本件不指定処分は行政手続法 6 条、7 条または 8 条に関する重大な違反があり、それら違法事由は申立人らの権利侵害を独自に構成する。

にもかかわらず、この点を見逃し、申立人らの主張を退けた原判決の判断は、行政手続法に関する解釈の誤りがあり、原判決の結論を覆しうる重要な事項を含むので上告受理申立事由が存在する。

4 規則ハ号の削除行為が申立人らの権利を違法に侵害すること（国家賠償法に関する解釈の誤り）

(1) 原判決

原判決は、以下のとおり、「本件省令ハ規定の削除自体が、控訴人らの権利又は法的利益を侵害するものとはいえない」と判断した（62頁）。

「九州朝鮮学校については、少なくとも、本件不指定処分時においては、本件省令ハ規程に基づく支給対象外国人学校に指定されているための実体要件を欠くものであったし、将来のいずれかの時点で、上記実体要件を備える可能性が残されているとしても、それは未だ抽象的な可能性にすぎないものというべきであるから、このような抽象的な可能性を前提として、本件省令ハ規定の削除が、控訴人らの民族教育を受ける権利の放棄を迫るものとする（中

略) 主張は、その前提を誤ったものであって、採用の限りではない。」(同頁)

しかしながら、以下のとおり、原判決は申立人らの主張を正しく理解したものではなく、ひいては国家賠償法の解釈を誤ったものである。

(2) 規則ハ号削除の適法性判断枠組み

ア 委任命令の制定改廃行為の適法性判断枠組み

法律の委任を受けた規則等の制定改廃行為の適法性判断は、授権法の趣旨や目的等を考慮して行うべきである(最高裁平成25年1月11日判決民集67巻1号1頁、最高裁平成14年1月31日判決民集56巻1号246頁等参照)。

イ 無償化法の委任の趣旨及び目的

(ア) 無償化法の目的

無償化法は、「高等学校の生徒等がその授業料に充てるために高等学校就学支援金の支給を受けることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与すること」を目的とするものである(1条)。

(イ) 規則ハ号に対する委任の趣旨

無償化法が、適用対象となる各種学校を「高等学校の課程に類する課程を置くもの」としている趣旨は、各種学校には教育内容、教育水準、教育形態、規模等において多種多様なものが存在しており、すべての各種学校が上記のような無償化法の目的に適うものではないことから、国の財政的負担において教育を実施することが後期中等教育等における教育の機会均等の確保の見地から妥当と認められる各種学校のみを適用対象とする

ためである。

そして、無償化法の（再）委任を受けて定められた規則ハ号については、同イ及びロ号に該当しない学校においても、教育の機会均等の確保の見地から同様に「高等学校の課程に類する課程を置くもの」と認められる各種学校が存在する、との立法事実から、そうした学校を適用対象とするために定めたものである。

- (ウ) 委任に基づく文部科学大臣の権限は教育上の観点からのみ許されていること

したがって、無償化法の委任に基づく文部科学大臣の権限は、教育の機会均等の確保の見地から「高等学校の課程に類する課程を置くもの」といえるかどうか、すなわち、あくまでも教育上の観点に基づく専門的技術的な見地からの判断においてのみ許されるものである。

翻ると、規則ハ号を削除することが適法だといえるためには、教育上の観点に基づき、上記の立法事実を考慮してもなお、「高等学校の課程に類する課程を置く」（朝鮮学校だけではなく）各種学校が存在しない、といえるような場合でなければならない。

- (3) 規則ハ号削除が申立人らの権利を違法に侵害するものであること

ア 規則ハ号削除が申立人らに向けられた公権力の行使であること

- (ア) 規則ハ号削除に至った経緯

下村文部科学大臣は、2012年12月28日の記者会見において、「無償化に関する朝鮮学校の扱いについて報告をいたします。本日の閣僚懇談会で、私から、朝鮮学校について

ては拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいること等から、現時点での指定には国民の理解が得られず、不指定の方向で手続を進めたい旨を提案したところ、総理からもその方向でしっかり進めていただきたい旨の御指示がございました。このため、野党時代に自民党の議員立法として国会に提出した朝鮮学校の指定の根拠を削除する改正法案と同趣旨の改正を、省令改正により行うこととし、本日からパブリック・コメントを実施することにいたします」と発言した（甲A60）。

(イ) 規則ハ号削除当時の状況

- a 上記アの時点から、下村文部科学大臣が規則ハ号の削除を内容とする省令を制定した2013年2月20日に至るまで、同号に基づく申請につき審査が行われていたのは、全国10校の朝鮮高校のみであった。
- b 他方で、同日時点で同号による指定を受けている各種学校は2校存在した。
- c 規則ハ号削除の結果、上記bの学校については、当分の間、なおその効力を有することされた。

(ウ) 以上の事実からすれば、規則ハ号削除という公権力の行使が九州朝鮮高校及び同校に通い支給の対象となる申立人らに向けられていることは明らかである。

そうでなければ、仮に九州朝鮮高校が当時本件規程13条に適合していると認めるに至らなかったとしても、それを理由として不指定処分をすればよいだけである。削除時点で規

規則ハ号に基づく指定を受けている学校が存在するにもかかわらず、少なくとも同時点で削除しなければならないという立法事実は何ら認められない。

イ 規則ハ号削除は無償化法の委任の範囲を逸脱していること

アで述べたとおり、規則ハ号の削除行為は申立人らに向けられた公権力の行使といえるところ、同時点で規則ハ号を削除しなければならないという教育上の観点からの立法事実は何ら認められず、規則ハ号削除が政治外交上の理由に基づく行為であって、無償化法の委任の範囲を逸脱していることは明らかである（教育上の観点と政治上の観点からの判断が異なることは前記第2の1(2)ア(i)のとおりである）。

ウ 申立人らが人格権等を侵害されたこと

規則ハ号の削除行為は、「拉致問題」及び「朝鮮総聯」との「密接な関係」という、何ら教育上の観点に基づかない理由から、申立人らの民族教育を受ける権利ないし民族教育に対する尊厳に対し、否定的な評価を公然と行った上、就学支援金の支給を受ける（ために申請する）機会を奪ったものである。

このことによって、申立人らが、民族教育を受ける権利ないし民族教育に対する尊厳という、法的保護に値する内心の静穏な感情を侵害され精神的損害を被ったということは明らかである（最高裁平成19年11月1日判決・民集61巻8号2733頁等参照）。また、前記第1の1(2)で述べたとおり、旭川学テ最高裁判決によれば、申立人らは「学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利」を有しているところ、この権利は「自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権

利」なのであって、申立人らは、この権利を侵害されたことによる精神的損害を被ったといえる。

(4) まとめ

規則ハ号削除という違法な行為は、朝鮮高校及び申立人らに対して向けられた公権力の行使であり、これによって、申立人らは民族教育に対する権利ないし人格権を侵害されたといえ、それにより申立人らが精神的損害を被ったことは明らかである。

したがって、「本件省令ハ規定の削除自体が、控訴人らの権利又は法的利益を侵害するものとはいえ」ないと判断した原判決は、国家賠償法の解釈を誤ったものである。

以上